許可番号　第０７４２０００４２２７号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　広島県呉市広多賀谷三丁目７番１３号

氏　名　　寺本環境　株式会社
　　代表取締役　寺本　久恵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第６項 の許可を受けた者であることを証する。

呉　市　長　　新　原　　芳　明

許　可　の　年　月　日　　令　和　６　年　７　月　３０　日

許可の有効年月日　　令　和　１１　年　７　月　２９　日

１．事業の範囲
事業の区分
　中間処理（焼却，破砕，選別，減容，圧縮，破砕・選別）
産業廃棄物の種類
【焼却】
・紙くず
・木くず
・繊維くず
【破砕】
・金属くず（廃蛍光管に限る。）
・ガラスくず（廃蛍光管に限る。）
【選別】
・廃プラスチック類（廃容器包装に限る。）
・金属くず（廃容器包装に限る。）
・ガラスくず（廃容器包装に限る。）
【減容】
・廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
【圧縮】
・廃プラスチック類（廃容器包装を含み，廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）
・紙くず
・金属くず（廃容器包装を含み，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板，自動車等破砕物を除く。）
【破砕・選別】
・廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）
・金属くず（廃太陽光パネルに限る。）
・ガラスくず（廃太陽光パネルに限る。）
（これらのうち，水銀使用製品産業廃棄物を含み，石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

２．事業の用に供するすべての施設
　裏面記載のとおり

３．許可の条件
　余　　白

４．許可の更新又は変更の状況
　令和６年８月２０日　　更新許可

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

６．事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１

設置年月日：平成２１年７月２３日

処 理 能 力：紙くず 0.608ｔ／日（８時間），木くず 0.672ｔ／日（８時間），繊維くず 0.608ｔ／日（８時間）

(2) 破砕施設

設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１

設置年月日：平成２２年５月１８日

処 理 能 力：金属くず・ガラスくず 1.9ｔ／日（８時間）

(3) 選別施設

設 置 場 所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１

設置年月日：平成２３年９月３０日

処 理 能 力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.3ｔ／日（８時間）

(4) 減容施設

設 置 場 所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２

設置年月日：平成２７年６月１８日

処 理 能 力：廃プラスチック類 0.48ｔ／日（８時間）

(5) 圧縮施設

設 置 場 所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２

設置年月日：平成２８年６月１０日

処 理 能 力：廃プラスチック類 0.598ｔ／日（８時間），紙くず 0.708ｔ／日（８時間），金属くず 2.376ｔ／日（８時間）

(6) 破砕・選別施設

設 置 場 所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２

設置年月日：令和５年１１月２２日

処 理 能 力：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず 4.0ｔ／日（８時間）

(7) 保管施設

ア　焼却処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：16.0 ㎡，種類：紙くず・木くず・繊維くず，保管上限：24.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

イ　破砕処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：0.69 ㎡，種類：金属くず・ガラスくず，保管上限：0.31 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

ウ　選別処理

設置場所：呉市広多賀谷三丁目３番２２１，面積：36.0 ㎡，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：18.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内容器保管

エ　減容処理

設置場所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２，面積：30.0 ㎡，種類：廃プラスチック類，保管上限：13.5 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管

オ　圧縮処理

設置場所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２，面積：5.2 ㎡，種類：廃プラスチック類・紙くず・金属くず，保管上限：4.4 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管

カ　破砕・選別処理

設置場所：呉市仁方桟橋通１５１１番６２，面積：6.0 ㎡，種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず，保管上限：10.0 ㎥，積み上げることができる高さ：屋内保管　以下余白